

倉吉市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市規則第15号

倉吉市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(倉吉市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 倉吉市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(平成9年倉吉市規則第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(連帯保証人等)</p> <p>第7条 <u>条例第11条第1項第2号の市長が適当と認める家賃の支払に係る債務に関する保証は、次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>連帯保証人(次項で定める者であるものに限る。)を立てること。</u></p> <p>(2) <u>保証委託契約の締結</u></p> <p>2 <u>前項第1号に掲げる連帯保証人は、次に掲げる要件を具備する者で市長が適当と認めるものでなければならない。</u></p> <p>(1) <u>未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人でないこと。</u></p> <p>(2) <u>生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けていないこと。</u></p> <p>(3) <u>破産手続開始の決定を受けていないこと。</u></p> <p>(4) <u>一定の収入があること。</u></p> <p>3 <u>第1項第2号に掲げる保証委託契約の締結は、家賃債務保証業者(賃貸住宅の賃借人の委託を受けて当該賃借人の家賃の支払に係る債務を保証することを業として行う者をいう。)のうち市長が指定する者と家賃に関する保証委託契約(家賃債務保証業者が賃借人の家賃債務を保証することを当該賃借人が委託することを内容とする契約をいう。)を締結することとする。この場合において、入居者は、市長に保証委託契約の締結を証する書類の写しを提出しなければならない。</u></p> <p>4 <u>入居者(第1項第1号の連帯保証人を立てた入居者に限る。)は、次に掲げる場合は、速やかに市営住宅入居者連帯保証人変更承認申請書(様式第7号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(連帯保証人)</p> <p>第7条 <u>条例第11条第1項第1号の連帯保証人は、次に掲げる要件を具備する者で、市長が適当と認めるものでなければならない。</u></p> <p>(1) <u>未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人でないこと。</u></p> <p>(2) <u>生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けていないこと。</u></p> <p>(3) <u>破産手続開始の決定を受けていないこと。</u></p> <p>(4) <u>一定の収入があること。</u></p> <p>2 入居者は、次に掲げる場合は、速やかに市営住宅入居者連帯保証人変更承認申請書(様式第7号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

(3) 連帯保証人が第2項に規定する要件を具備しなくなった場合

(4) 略

5 略

別表 (第2条関係)

1・2 略

様式第6号 (第6条関係)

請 書

略

添付書類 略

備考

極度額は、入居時に決定した家賃の6月分に相当する額である。ただし、入居者が、連帯保証人を立てることに代えて、家賃について、家賃債務保証業者(市長が指定する事業者に限る。)によるその債務に係る保証委託契約を締結した場合は、当該契約を証する書類の写しを添付するものとし、及びこの請書の連帯保証人に関する記述を全て削除すること。

別記 略

(3) 連帯保証人が条例第11条第1項第1号及び前項に規定する要件を失った場合

(4) 略

3 略

別表 (第2条関係)

1・2 略

3 市単独住宅

住宅名	建設年度	構造	規格	戸数
余戸谷町住宅	昭和51年度	中層耐火3階建	2DK	11

様式第6号 (第6条関係)

請 書

略

添付書類 略

備考

極度額は、入居時に決定した家賃の6月分に相当する額である。

別記 略

(倉吉市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 倉吉市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(平成10年倉吉市規則第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(連帯保証人の資格等)</p> <p>第7条 条例第11条第1項第2号の市長が<u>適当と認める家賃の支払に係る債務に関する保証は、次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>連帯保証人(次項で定める者であるものに限る。)を立てること。</u></p> <p>(2) <u>保証委託契約の締結</u></p> <p>2 <u>前項第1号に掲げる連帯保証人は、次に掲げる要件を具備する者で市長が適当と認めるものでなければならない。</u></p> <p>(1) <u>未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人でないこと。</u></p>	<p>(連帯保証人の資格等)</p> <p>第7条 条例第11条第1項第1号の規則で定める<u>連帯保証人の資格は、市内に住所を有し、独立の生計を営み、入居決定者と同程度以上の所得を有し、かつ、次の要件を具備する者で、市長が適当と認めるもの1人とする。</u></p> <p>(1) <u>未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人でないこと。</u></p> <p>(2) <u>生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けていないこと。</u></p> <p>(3) <u>破産手続開始の決定を受けていないこと。</u></p>

<p>(2) <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていないこと。</u></p> <p>(3) <u>破産手続開始の決定を受けていないこと。</u></p> <p>(4) <u>入居決定者と同程度以上の所得を有すること。</u></p> <p>3 <u>第1項第2号に掲げる保証委託契約の締結は、家賃債務保証業者（賃貸住宅の賃借人の委託を受けて当該賃借人の家賃の支払に係る債務を保証することを業として行う者をいう。）のうち市長が指定する者と家賃に関する保証委託契約（家賃債務保証業者が賃借人の家賃債務を保証することを当該賃借人が委託することを内容とする契約をいう。）を締結することとする。この場合において、入居者は、市長に保証委託契約の締結を証する書類の写しを提出しなければならない。</u></p> <p>4 <u>入居者（第1項第1号の連帯保証人を立てた入居者に限る。）は、次に掲げる場合は、速やかに特定公共賃貸住宅入居者連帯保証人変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>連帯保証人が第2項に規定する要件を具備しなくなった場合</u></p> <p>(4) 略</p> <p>5 略</p> <p>(請書)</p> <p>第8条 条例第11条第1項第1号に規定する請書（様式第5号）には、次に掲げる書類を添付するものとする。<u>ただし、第7条第1項第2号の保証委託契約の締結を行った場合は、第1号の書類を除く。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>様式第5号（第8条関係）</p> <p style="text-align: center;">請 書</p> <p>略</p> <p>添付書類 略</p> <p>備考</p> <p>極度額は、入居時に決定した家賃の6月分に相当する額である。<u>ただし、入居者が、連帯保証人を立てることに代えて、家賃について、家賃債務保証業者（市長が指定する事業者に限る。）によるその債務に係る保証委託契約を締結した場合は、当該契約を証する書類の写しを添付するものとし、及びこの請書の連帯保証人に関する記述を全て削除すること。</u></p> <p>別記 略</p>	<p>2 入居者は、次に掲げる場合は、速やかに特定公共賃貸住宅入居者連帯保証人変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>連帯保証人が前項に規定する資格を失った場合</u></p> <p>(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>(請書)</p> <p>第8条 条例第11条第1項第1号に規定する請書（様式第5号）には、次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>様式第5号（第8条関係）</p> <p style="text-align: center;">請 書</p> <p>略</p> <p>添付書類 略</p> <p>備考</p> <p>極度額は、入居時に決定した家賃の6月分に相当する額である。</p> <p>別記 略</p>
--	--

（倉吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部改正）

第3条 倉吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年倉吉市規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第6条 削除</p>	<p><u>（市単独住宅の管理に関する事務）</u></p> <p>第6条 条例第4条第1項の表の6の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>（1）市営住宅条例第5条に掲げる事由（第7号を除く。）による入居の申込み若しくは第8条第1項の入居申込書の受理、これらの入居の申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務</u></p> <p><u>（2）市営住宅条例第12条第3項の承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</u></p> <p><u>（3）市営住宅条例第15条第1項の収入の申告の受理、その申告に係る事実についての審査又はその申告に対する応答に関する事務</u></p> <p><u>（4）市営住宅条例第17条第1項の敷金の徴収に関する事務</u></p> <p><u>（5）市営住宅条例第18条（市営住宅条例第29条第3項及び第31条第3項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</u></p> <p><u>（6）市営住宅条例第18条（市営住宅条例第29条第3項及び第31条第3項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金若しくは金銭の徴収の猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</u></p> <p><u>（7）市営住宅条例第30条第1項の明渡しの請求に関する事務</u></p> <p><u>（8）市営住宅条例第30条第4項の期限の延長の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務</u></p> <p><u>（9）市営住宅条例第31条第1項の家賃の決定又は同条第2項の金銭の徴収に関する事務</u></p> <p><u>（10）市営住宅条例第32条のあっせん等に関する事務</u></p> <p><u>（11）市営住宅条例第34条第1項の収入状況の報告の請求等に関する事務</u></p> <p><u>（12）市営住宅条例第40条第1項の明渡しの請求に関する事務</u></p>
<p>第13条 削除</p>	<p><u>（市単独住宅の管理に関する利用事務及び特定個人情報）</u></p> <p>第13条 条例第4条第3項の表の6の項の規則で定める利用事務は、次の各号に掲げる事務とし、同</p>

項の規則で定める特定個人情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 市営住宅条例第5条に掲げる事由（第7号を除く。）による入居の申込み又は第8条第1項の入居申込書による入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
ア 市営住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報
イ 市営住宅入居者等に係る市税に関する情報
ウ 市営住宅入居者等に係る生活保護実施関係情報
- (2) 市営住宅条例第12条第3項の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報
- (3) 市営住宅条例第18条（市営住宅条例第29条第3項及び第31条第3項において準用する場合を含む。）の家賃又は金銭の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 第1号に掲げる情報
- (4) 市営住宅条例第18条（市営住宅条例第29条第3項及び第31条第3項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金又は金銭の徴収の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 第1号に掲げる情報
- (5) 市営住宅条例第30条第1項の明渡しの請求に関する事務 第1号（ウを除く。）に掲げる情報
- (6) 市営住宅条例第30条第4項の明渡しに係る期限の延長の申出に係る事実についての審査に関する事務 第1号（イを除く。）に掲げる情報
- (7) 市営住宅条例第31条第1項の家賃の決定又は同条第2項の金銭の徴収に関する事務 第5号に掲げる情報
- (8) 市営住宅条例第32条のあっせん等に関する事務 第5号に掲げる情報
- (9) 市営住宅条例第40条第1項の明渡しの請求に関する事務 第6号に掲げる情報

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。